

市長公室国際課執務室の移転に伴う物品等移転業務仕様書

1 業務の目的

市長公室国際課執務室移転に伴い移転対象となる物品等について、安全かつ確実に各箇所に移転させる。

2 業務場所

下関市田中町 5 番 6 号（田中町庁舎 1 階）

下関市向洋町 1 丁目 5 番 1 号（向洋町倉庫 1 階）

下関市南部町 1 番 1 号（本庁舎東棟 4 階）

下関市唐戸町 4 番 1 号（カラトピア 5 階）

下関市豊前田町 3 丁目 3 番 1 号（海峡メッセ下関 6 階 6 0 4 号室）

3 移転対象執務室及び移転日程等

別紙「移転対象執務室及び移転日程等一覧」のとおり

4 業務内容

(1) 移転が必要となる備品、書籍等の市の指示する物品（以下「移転物品等」という。）について、移転先へ移転させること。なお、移転物品等の物量は、業務に係る現地説明にて把握すること。移転先への配置図等は、説明時に配付する。

(2) 納品消耗品

※見込数

①段ボール(中)

7 6 0 枚

②クラフトテープ

2 5 本

③養生テープ

1 8 本

④エアキャップ

6 本

⑤移転ラベル

1, 8 0 0 枚

(3) 運搬物品のうち、書架、キャビネット等の運搬に支障のある物品は、簡易に分解の上、運搬し、組み立てて設置すること。

(4) 納品消耗品は、別に市が指示する本庁舎及び周辺庁舎内の指示する場所に納品すること。納品期日は、別途調整する。ただし、契約締結後には、速やかに消耗品の納品が可能となるよう準備を進めること。

(5) 移転物品等は、執務室内に存置するもののほか、関係書庫又は倉庫に存置されたものを含む。

また、不用となる備品についても、市が指定する位置に搬出すること。

5 履行期限

業務全体の履行期限は、令和8年12月27日(日曜日)までとする。ただし、執務室の移転作業は、「移転対象執務室及び移転日程等一覧」の履行期限内とする（実際の移転作業日は、市と協議の上、決定すること。）。

6 注意事項

- (1)業務の遂行にあたっては、業務場所周辺道路の車両及び歩行者の安全、環境に十分配慮し、履行に際しては、市の指示に従うこと。
- (2)その他協議が必要な事項が発生した場合は、市と逐次遅延なく協議の上、解決し、業務を行うものとする。

7 完了報告

業務を完了したときは、速やかに完了報告書を提出すること。

8 その他

業務の遂行にあたっては、運送保険に加入すること。また、入札にあたっては、当該保険料を含めた積算金額にて応札すること。

以 上

特記仕様書（環境編簡易）

下関市（以下「甲」という。）は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受託者（以下「乙」という。）の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- （１）使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- （２）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- （３）業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- （４）環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- （５）使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- （６）リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- （７）公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- （８）業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。